

令和3年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業 成果報告書（概要版）」

栃木県教育委員会

1. 背景・目的

栃木県では、平成30年度から3年間、文部科学省の事業を受託し、入院生徒の気持ちに寄り添った教育支援を提供できるように、自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院（以下「2つの大学病院」という）に入院する生徒を中心に、高等学校を軸とした支援体制の構築を目指すことにした。2つの大学病院には特別支援学校の分教室があり、特別支援学校分教室の教員を入院生徒への支援を担当する学習支援員とした。特別支援学校のセンター的機能の活用により、学習の場の提供とともに高等学校との連絡調整を行った。

3年間の取組により、2つの大学病院では、特別支援学校分教室、高等学校及び病院の連携体制を構築し、県内外約30名の入院生徒に教育支援を実施することができた。

ICTを活用した遠隔教育の実施状況については、令和元年度に2例、令和2年度に2つの大学病院で4例、それ以外の病院で2例の同時双方向型授業が行われた。

3年間の取組の中で、入院生徒に対する教育支援体制を構築してきたが、効果的な遠隔教育の実施に向けては、主に①一人一人の状況等に応じた遠隔教育の実施と②2つの大学病院以外の病院の理解促進の課題があった。

そこで令和3年度は、高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する教育支援を充実させるため、高等学校、特別支援学校及び病院との連携による支援体制を強化するとともに、ICTを活用した遠隔教育や退院時の情報共有等の効果的な実施に向け、調査研究を行うことを目的とした。

2. 事業の内容及び成果

令和3年度の取組内容及び成果は次のとおりである。

<取組1>

県内のがん診療連携拠点病院等を対象とした病気療養中等の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査の実施

これまでの成果を生かして引き続き入院生徒への教育支援を行いつつ、今後、2つの大学病院での事例を活用し、2つの大学病院以外の病院における教育支援も充実させていくために県内のがん診療連携拠点病院等を対象に教育機会や復学支援に関する実態調査を行った。

調査の目的	各病院が行っている病気療養中等の生徒の教育支援の実態を把握することにより、病気療養中等の生徒に対する教育保障の充実に向けた今後の方策を検討するため
調査対象	栃木県内がん診療連携拠点病院等9病院（2つの大学病院を含む）
調査方法	アンケート用紙（メールで各病院地域支援センター担当者宛て送付）
調査時期	令和3（2021）年5月24日～7月16日
調査内容	I 令和2年度に入院した高校生の教育支援の実施状況等について II 教育支援の環境について III 入院した高校生の教育支援や退院時の情報共有を行う上での課題（自由記述）
回答結果	回答数8病院（回収率：88.9%）

<取組 1 成果>

I 令和2年度に入院した高校生の教育支援の実施状況等について

【2つの大学病院】

- ・入院患者の職業を把握していないため、高校生かどうかは病棟の看護師等でないと分からない
→看護師等に入院生徒に対する教育支援について周知し、幅広い立場から入院生徒・保護者に教育支援の情報が届くようにする
- ・病室以外の学習場所の提供や在籍校による自主学習教材の提供、在籍校教員による訪問指導、在籍校による遠隔授業など様々な教育支援が行われていた
- ・退院時の在籍校との情報共有が行われていた

【2つの大学病院以外の病院】

- ・2つの病院に10名の生徒が入院していた
- ・教育支援は在籍校による自主学習教材の提供にとどまっていた
→県教委：治療の状況等に応じた教育支援について高等学校に情報提供する必要がある
高等学校：生徒・保護者、病院と連携し、教育支援を実施する必要がある
- ・退院時の在籍校との情報共有が行われていなかった

既に入院生徒に対する教育支援体制が構築されている2つの大学病院と大学病院以外の病院では、大きな差が生まれていた

II 教育支援の環境について

・在籍校教員の対面授業を受けたり、相談したりする場所の提供が可能	8/8 病院
・遠隔授業を実施可能	5/8 病院
→遠隔授業を受ける場合、Wi-Fiの接続ができる	3/5 病院
→遠隔授業を受ける場所がある	5/5 病院
・遠隔授業を受ける場所として挙げられた場所：個室病室、相談室、会議室、面談室、分教室等	

- ・遠隔授業の実施にあたっては、8病院中5病院で実施可能と回答していることから、高等学校が遠隔授業を実施する体制を整えれば、入院生徒に対する教育支援の充実を図ることができる
- ・分教室のない2つの大学病院以外の病院では、学習支援員がいないため、高等学校が主体的に生徒・保護者、病院と連携して教育支援を実施していく必要がある

令和2年度に入院生徒がいた病院（2つの大学病院を除く）は2病院であり、ともに遠隔授業が可能と回答したため、まずはこの2病院を対象に教育支援体制を構築し、それを他の病院に拡充していく

III 入院した高校生の教育支援や退院時の情報共有を行う上での課題（自由記述・複数回答）

（回答）

- ・Wi-Fiの整備や個室確保などのハード面の対応は難しい
- ・高校生の入院については、できるだけ長期休業に治療ができるように調整している。授業日の入院については、学校や教員によって対応が異なる。窓口を明確にすると良い
- ・長期入院する高校生の事例がなく、院内に教育環境を整える検討をしたことがない
- ・復学支援の必要性が高等学校や病院に浸透していないので、周知が必要である
- ・退院時の情報共有については、具体的にどのような情報を共有すべきか、医療従事者、家族への理解協力が必要

- ・2つの大学病院以外の病院においても、生徒の病状や病院の状況等に応じて教育の機会を確保できるよう、今後、教育委員会や高等学校が何をすべきなのか課題の洗い出しが必要である
- ・復学支援については、2つの大学病院で既に行われている復学支援の際に話題となることを確認し、リスト化を進めている

<取組 2>

2つの大学病院に入院する生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実

令和3年度 ICTを活用した遠隔教育の実施状況

	生徒	支援期間	支援内容
1	私立高校（県外）1年生	10か月	・遠隔授業 ・オンライン面談 ・自主学習の支援〔分教室〕 ・自宅療養時のICT機器の貸出
2	県立高校（県内）1年生	8か月	・遠隔授業 ・病室訪問 ・自主学習の支援〔病棟〕 ・復学支援会議の実施
3	県立高校（県内）3年生	3か月	・遠隔授業 ・自主学習の支援〔病棟・分教室〕 ・定期テスト実施 ・復学に関して主治医等と確認

- ・令和2年度に比べ、入院する高校生が少なく、教育支援を行った入院生徒は5名（うち2名は休学中）であった。コロナ禍による遠隔授業の取組が広がり、高等学校に在籍している3名の生徒に対して、在籍校が同時双方向型授業を実施した。
- ・高等学校入学前から入院し、高等学校に通学できていなかった生徒は、入院中に在籍校の同時双方向型授業を受けることで、学習空白が最小限となり、高等学校の授業や教科担任、HRの様子が分かった上で復学することができた
- ・3年生の生徒は、卒業を見通せることができるようになり、安心して治療に専念することができた

<取組 3>

2つの大学病院以外の病院に入院する生徒や自宅療養中等の生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実

ア. 取組

(ア) 高等学校及び病院への一層の理解啓発

○高等学校への理解啓発、情報共有

- ・特別支援教育研究会 県立高等学校 教頭69名
- ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修会 県立高等学校 教諭等67名
- 全教職員を対象に校内研修会を実施

等

○病院関係者への理解啓発、情報共有

- ・県内がん診療連携拠点病院等に対する実態調査の実施→結果の送付
- ・栃木県がん対策推進協議会での協力依頼（がん診療連携協議会長、歯科医師会理事等）

○その他

- ・学習支援員が、第62回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会（奈良大会）で入院高校生支援の取組について発表

(イ) 2つの大学病院以外の病院に入院する生徒へのICTを活用した遠隔教育

- 特別支援学校分教室の学習支援員による直接的なかわりがないことから、高等学校が主体的に保護者と連携を図りながら病院と連絡をとって遠隔教育を1例実施した

イ. 成果

- ・在籍校がコロナ禍の臨時休業を経験し、ベネッセのClassiを用いて全校生徒に対して定期的に課題の配信等を行うことにしたため、今回の生徒に対してもClassiを用いた課題配信や担任との面談を行い、学校とつながっている安心感を与えながら、教育支援を行うことができた
- ・高等学校の管理職や教員を対象とした会議等、様々な機会に入院生徒への教育支援について周知した結果、高等学校の理解が深まり、高等学校が入院生徒を把握した際に、特別支援教育室や高校教育課に教育支援の方法や単位認定等についての問合せがあり、円滑な教育支援開始につながった
- ・県保健福祉部健康増進課主催のがん対策推進協議会において、医療関係者に本事業の取組について説明を行った。入院生徒が教育支援を受ける機会を逃すことがないように幅広い立場の方々に事業を周知し、協力を依頼することができた。

3. 今後の課題

4年間の取組をととして生徒の治療の状況等に応じた教育支援を提供することで、入院生徒の学習面、心理面への支援が充実してきたが、ICT機器を活用した遠隔教育については2つの課題がある。

(1) 高等学校への更なる理解啓発

ア. 学習の質の保障

単に同時双方向型授業を実施するだけでなく、入院生徒が満足できる学習となるよう、その質を保障する必要がある

イ. 在籍校教員による入院生徒の学習の理解度の把握

在籍校教員がどのような方法をとれば入院生徒の理解度を把握することができるか検討が必要である

ウ. 教育支援の円滑な開始

入院期間の短期化により、高等学校は円滑に教育支援を開始することが求められる。生徒が入院することになった場合には、治療の状況等を確認した上で、ニーズに応じた教育支援を実施する必要がある

エ. 自宅療養中に遠隔教育を行う際の情報の周知

自宅療養中に遠隔教育を行う可能性があることから、その際の対応についてまとめ、高等学校が生徒・保護者に周知できるようにする必要がある

オ. 単位認定に関する情報の周知

単位認定については、高校教育課が主管であるため、今後も特別支援教育室と高校教育課が連携して、高等学校に単位認定に関する情報を周知していく必要がある

(2) 2つの大学病院以外の病院における教育支援体制の整備

2つの大学病院においては、高等学校と特別支援学校及び病院の連携体制が構築され、円滑に教育支援が実施できるようになってきた。そこで、今後は分教室のない2つの大学病院以外の病院における教育支援も充実させていきたいと考えている。そのための課題は次のとおりである。

ア. 2つの大学病院以外の病院への理解促進

入院する病院にかかわらず、入院生徒に対し遠隔教育を含めた教育支援がなされるよう環境を整える必要がある

イ. 高等学校への好事例の周知

高等学校が教育支援の好事例を理解し、取組が推進されるよう、特別支援教育室は一層周知していく必要がある

ウ. 特別支援学校のセンター的機能の活用

高等学校が特別支援学校のセンター的機能を活用できるよう、県内病弱特別支援学校3校(うち2校は分教室設置)の協力体制を構築し、支援の拡充を図る必要がある

本事業は、文部科学省の委託を受け、実施したものです。

報告書の詳細は、下記URLからご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/r01/1422837_00003.htm

